

△ 2022年12月5日～義務化や変更内容



飛行計画の義務化・飛行日誌の義務化

<https://www.mlit.go.jp/koku/operation.html>

リモートIDの義務化

<https://www.mlit.go.jp/koku/drone/>

小型無人機等飛行禁止法（警察庁 管轄）

<https://www.npa.go.jp/bureau/security/kogatamujinki/index.html>

罰則一覧

航空法：飛行方法

1. アルコール等を摂取した状態では飛行させないこと
2. 飛行に必要な準備が整っていることを確認した後に飛行させること
3. 航空機や他の無人航空機（ドローン）と衝突しそうな場合には、地上に降下等させること
4. 不必要に騒音を発するなどの他人に迷惑を及ぼすような方法で飛行させないこと
5. 日中において飛行させること
6. 無人航空機（ドローン）及びその周辺の状況を目視により常時監視して飛行させること
7. 無人航空機（ドローン）と人又は物件との間に30メートルの距離を保って飛行させること
8. 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者の集合する催しが行われている上空で飛行させてはならない
9. 火薬類、高圧ガス、引火性液体、凶器などの危険物を輸送してはならない
10. 機体から物件を投下してはならない

※上記1については、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

※上記2～4については、50万円以下の罰金

※上記5～10について、当該方法によらず無人航空機（ドローン）を飛行させるには、国土交通大臣の承認が必要になり、承認を受けずに飛行させた場合には、違反（50万円以下の罰金）となります。

通報書の様式 公安委員会 宛

別記様式第一号（第3条関係）

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/documents/13434/bekki1.pdf>

別記様式第二号（第4条関係） 公務操縦者 用

<https://www.police.pref.saitama.lg.jp/documents/13434/bekki2.pdf>